

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 29 年
8 月 4 日
(金曜日)

目 次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 三
 - 保安林予定森林 (森林整備課) 五
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 五
- 公告
 - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (二件) (商政課) 六
 - 萩都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 六
 - 開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) 六
- 人委規則
 - 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 六
- 企業管理規程
 - 宇部丸山ダム操作規程の一部を改正する管理規程 七



山口県告示第二百九十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年八月四日から同月二十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境部環境政策課において公衆の縦覧に供す

る。

平成二十九年八月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 新日鐵住金ステンレス株式会社
住 所 東京都千代田区丸の内二丁目八番二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 新日鐵住金ステンレス株式会社製造本部光製造所
所在地 光市大字島田三四三四番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 ($m^3/日$)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 間隔
七四	一七、七五五	平成二九、 九、一	平成二九、 一、一	平成二九、 一、一	連 続 二四時間
〃	二一、四五五	〃	〃	〃	〃

備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No.10	No. 9	No. 8	No. 7	No. 5	No. 4	No. 3	No. 2	No. 1	排水口	排水		水の汚染		状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)	
										水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燐 (mg/l)		
六・二	八	〃	八・二	〃	七・五	〃	〃	七・四	通	常	通	常	通	常	通	常	一〇、一一五
八・五	五・九	〃	八・五	〃	八・五	〃	九・五	八・五	大	大	大	大	大	大	大	大	一四、六二四
二	一〇	〃	二	一一・六	一一	〃	一四・五	七	通	大	通	大	通	大	通	大	一〇、〇三二
五	二〇	〃	三	一四・九	一六	〃	〃	二〇	大	大	大	大	大	大	大	大	一一、二五二
一	四〇	〃	四	一四	一六・九	〃	二二・五	一〇・六	通	大	通	大	通	大	通	大	一九、九八五
五	四〇	〃	九	三六	〃	〃	四〇	三〇	大	大	大	大	大	大	大	大	二五、四四一
〇・五	五	〃	検出せず	四・四	三・八	〃	〃	四・五	大	大	大	大	大	大	大	大	二二、〇〇〇
三	五	〃	二	五	二五	〃	六〇	二〇	通	大	通	大	通	大	通	大	四三〇、〇〇〇
〃	一〇	〃	四	二〇	六〇	〃	一〇一	六〇	大	大	大	大	大	大	大	大	一七五、二〇〇
〇・二	一	〃	〇・二	〇・三	〃	〃	〇・四	〇・三	通	大	通	大	通	大	通	大	一七六、八八〇
〇・四	二	〃	〇・四	〇・六	〇・七	〃	〇・八	八	大	大	大	大	大	大	大	大	一七八、五六〇
一一二〇	—	一七六、八八〇	一七五、二〇〇	六、五七四	一八、一〇〇	一六、三六〇	一〇、〇三二	一〇、一一五	通	大	通	大	通	大	通	大	二二〇

山口県告示第二九九十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年八月四日から同月二十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年八月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 新日鐵住金ステンレス株式会社
住 所 東京都千代田区丸の内二丁目八番二号
二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 新日鐵住金ステンレス株式会社製造本部光製造所
所在地 光市大字島田三四三四番地

三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十一号の鉄鋼業の用に供するガス冷却洗浄施設、圧延施設、焼入れ施設及び湿式集じん施設、同表第六十三号の三の石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設、同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設、同表第七十二号のし尿処理施設並びに同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設

四 変更しようとする事項の内容

排水水の量を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

No.10 排 水 口	No. 9 排 水 口		No. 8 排 水 口		No. 7 排 水 口		No. 5 排 水 口		No. 4 排 水 口		No. 3 排 水 口		No. 2 排 水 口		No. 1 排 水 口		排 水 口	項目		
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後				
	六・二	〃	八	〃	〃	〃	八・二	〃	〃	〃	七・五	〃	〃	〃	〃	七・四	通	排水の汚染状態の値及び排水の量		
	八・五	五・五	〃	〃	〃	〃	八・五	七	〃	〃	八・五	五	〃	〃	九・五	八・五	最大			
	二	〃	一〇	〃	〃	〃	二	〃	一・一	〃	〃	〃	〃	一四・五	〃	七	通	化学的酸素要求量の値		
	五	〃	二〇	〃	〃	〃	三	〃	一四・九	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二〇	一〇		最大	
	一	〃	四〇	〃	〃	〃	四	〃	一四	〃	一六・九	〃	〃	〃	二二・五	〃	一〇・六	通	浮遊物質の値	
	五	〃	四〇	〃	〃	〃	九	〃	三六	〃	〃	〃	〃	〃	四〇	〃	三〇	最大		
	〇・五	〃	五	〃	〃	〃	検出せず	〃	四・四	〃	三・八	〃	〃	〃	〃	〃	四・五	通	窒素の値	
	三	〃	五	〃	〃	〃	二	〃	五	〃	二五	〃	〃	〃	六〇	〃	二〇	最大		
	〃	〃	一〇	〃	〃	〃	四	〃	二〇	〃	六〇	〃	〃	〃	一〇一	〃	六〇	通	リンの値	
	〇・二	〃	一	〃	〃	〃	〇・二	〃	〇・三	〃	〃	〃	〃	〃	〇・四	〃	〇・三	最大		
	〇・四	〃	二	〃	〃	〃	〇・四	〃	〇・六	〃	〇・七	〃	〃	〃	〇・八	〃	八	〇・六	通	排水の一日当たりの量 (m ³)
	二二〇	〃	一	〃	一七六、八八〇	〃	一七五、二〇〇	六、五七四	九三四	〃	一八、一〇〇	〃	一六、三六〇	〃	一〇、〇三一	〃	一〇、一一五	五、八四九	常	
	二二〇	〃	四三〇、〇〇〇	〃	一七八、五六〇	〃	一七五、二〇〇	九、八八九	二、〇〇一	二五、四四一	二四、六四九	一九、九八五	一八、六六三	一二、二五二	一一、四四一	一四、六二四	七、八四一	最大		



(二二七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十九年三月二十一日山口県公告(八五)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年八月四日から同年九月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年八月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称)ダイレックス豊浦店

所在地 下関市豊浦町大字吉永一八六三の二

二 意見の概要

交通に係る事項、騒音の発生に係る事項及び街並みづくりについて配慮を求める。

(二二八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十九年三月二十四日山口県公告(八七)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年八月四日から同年九月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年八月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 平田ショッピングセンター

所在地 岩国市南岩国町二丁目七六番二七号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二二九) 萩都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

萩市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による萩都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年八月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

萩都市計画特別用途地区

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二三〇) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十九年八月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

美祢市大嶺町東分字沖田

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

美祢市大嶺町東分一〇二五番地

小田 美紀



管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年八月四日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十五号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
管理職手当に関する規則（昭和四十年山口県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一議会の事務部局の項中「政務企画室長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県企業管理規程第三号

宇部丸山ダム操作規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十九年八月四日

山口県公営企業管理者 小松 一彦

宇部丸山ダム操作規程の一部を改正する管理規程

宇部丸山ダム操作規程（昭和五十三年山口県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「ダムは、」の下に「上水道用水及び」を加える。

第十一条第二項中「中国地方整備局山口工事事務所長」を「中国地方整備局山口河川国道事務所長」に改める。

別表第一中

最大使用	取水施設	
	調節弁	制水弁
工業用水	開門内	開門内
	度変化率	度変化率
毎秒	一分につき三五・七一パーセント以下	一分につき一四・二九パーセント以下
	二〇・七〇メートル	二〇・七〇メートル

を

水量
か
ん
が
い
用
水
毎秒
〇・一〇三四立方メートル

最大使用水量	取水施設		
	水力発電設備	調節弁	制水弁
工業用水	最大出力	開門内	開門内
	最大使用水量	度変化率	度変化率
毎秒	一三〇キロワット	一分につき三五・七一パーセント以下	一分につき一四・二九パーセント以下
	〇・九四一立方メートル	一〇・七〇メートル	二〇・七〇メートル

に改め

る。

附 則

この管理規程は、平成二十九年八月四日から施行する。

平成二十九年八月四日印刷

発行人所

山口県知事